

事 務 連 絡
令和元年 5 月 28 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」の
一部改正について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の規定による精神保健指定医の指定の申請に当たって提出することとしているケースレポートの記述上の配慮については、「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」（平成 26 年 2 月 18 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）のとおり示しているところです。

今般、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」（平成 30 年 12 月 6 日障発 1206 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の制定に伴い、当該事務連絡を別添のとおり一部改正することとしましたので、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願います。

なお、本事務連絡は、令和元年 7 月 1 日以後の申請に当たって提出するケースレポートの記述上の配慮について示すものであることを申し添えます。